

「被扶養者」

厳しい認定基準があることをご存じですか？

～今年度も資格確認調査にご協力ください～

IBM健保組合では毎年度、被扶養者となっているご家族を対象に、その資格を満たしているかどうか確認のための調査を行っています。今年度は日本アイ・ビー・エム（株）の社員（被扶養者がいらっしゃる方）を対象に行いますので、ご協力をお願いします。



私たちが加入しているIBM健保組合などの健康保険制度は、主に被保険者からの保険料を財源として運営されています。この財源には限りがあるため、適正かつ有効に使われる必要があります。そのため、誰でも被扶養者として医療給付を受けたり、保健事業を利用できるといってはいけません。また、被扶養者の人数は、健保組合が拠出している納付金の額にも影響があり、被扶養者数の増加は納付金の負担増にもつながるのです。

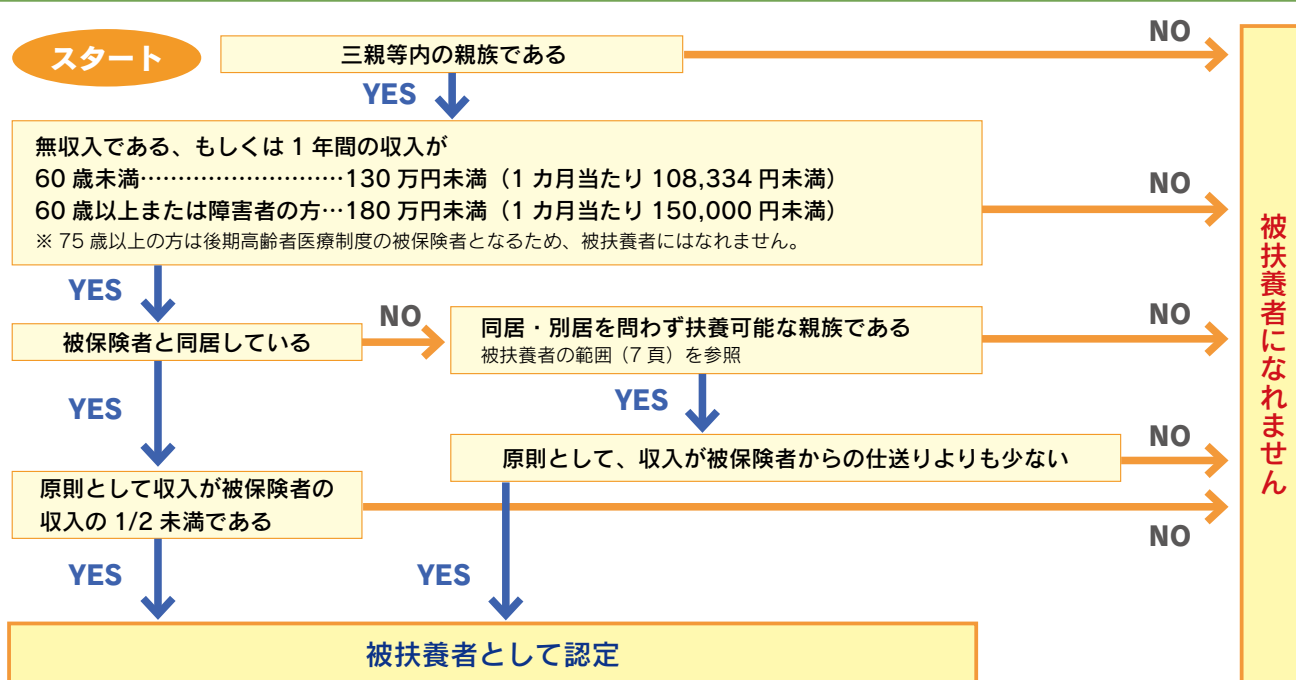
これらのことから、被扶養者の認定は厳格に行われなければなりません。そのため、被扶養者の範囲や収入基準などの要件が法律で定められており、さらに被保険者との生計維持関係が認められなければならないのです。その状況は常と同じとは限らないため、定期的にその資格があるかどうかの確認調査を行っているわけです。

**被扶養者の認定は
厳格に行われます**



資格確認調査にご協力ください

あなたのご家族は、要件を満たしていますか？（扶養確認のフローチャート）



（注）上記の要件を満たしていても、生計維持関係の有無により、被扶養者と認められないケースがあります。

【注意】
以上の基準をすべて満たせば、必ず被扶養者と認定されるわけでは
ありません。被保険者との生計維持関係（経済的扶養の事実）
があることが必須の条件となります。

被扶養者の収入基準

収入の範囲

原則として所得税法上の課税・非課税は問いません。

- 各種年金についてもすべて対象となります（障害年金、遺族年金も含まれます）。
- 健康保険の傷病手当金、出産手当金、雇用保険の失業給付金等も対象となります。

- 次のすべての条件を満たす必要があります。
- 認定後の年間収入（税控除前の総収入額）が130万円未満（60歳以上または障害者は180万円未満）であること。
- ★ 所得税法上では年収103万円以下が所得税0となり扶養親族として扱われますが、収入の範囲が異なりますのでご注意ください。また税法上の年収の対象期間は1月～12月ですが、健康保険の被扶養者認定では認定を受ける日から1年間となります。
- 被保険者の年間収入の1/2未満であること。別居の場合は被保険者からの援助（仕送り）額の方が上回る場合に限られます。

被扶養者の範囲

同居でなくてもよい人

- 配偶者
- 子、孫、兄弟姉妹
- 直系尊属（父母、祖父母など）

同居が条件となる人

- 上記以外の三親等内の親族
- 内縁の配偶者およびその父母
- および子
- 内縁の配偶者死亡後の父母

被保険者と同居（同一世帯）でなくてもよい人と、同居が条件となる人に分けられます。

★ご家族の就職や結婚、死亡、収入増、また75歳になったとき*など、被扶養者の要件を満たさなくなった場合には、5日以内に「被扶養者（異動）届」を提出してください。

* 後期高齢者医療制度に加入することになります。

<提出先>

IBMグループ社員 → 各勤務先 社会保険担当
任意継続・特例退職被保険者 → IBM健保組合

詳しくはHPへ

HOME > 各種申請・申込 > 家族の加入について > 家族が加入からはずれるとき > 健康保険被扶養者（異動）届



あなたの被扶養者についてご確認ください

パート・アルバイト等でも、社会保険に加入する対象が広がっています



パートやアルバイトなど短時間で働く方の健康保険・厚生年金保険への加入については、従来、所定労働時間および所定労働日数が正社員等の概ね3/4以上の場合（一般的に週30時間以上働く方）とされてきましたが、2016年10月からは、この基準を満たさなくても次のすべての要件を満たす場合、加入の対象となっています。

- ① 従業員（厚生年金保険の被保険者）が常時501人以上の事業所に勤めていること
- ② 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ③ 雇用期間が継続して1年以上見込まれること
- ④ 賃金の月額が88,000円以上であること
- ⑤ 学生でないこと

なお、上記①の「501人以上の事業所」は、2017年4月からは500人以下の事業所であっても、労使の合意があれば社会保険への加入対象となっています。

このため、被扶養者の方で上記要件を満たして新たに被保険者となった場合には、IBM健保組合の被扶養者から外す手続き（「被扶養者（異動）届」の提出）が必要となります。